

平成26年2月27日 理事会承認済み

支部規則（準則） 対比表

下線を引いた部分が改正箇所である。

(4) その他、(一社) 大阪宅建及び当支部の運営に必要な事業

(定款および同施行規則の優先準用)

第3条 この支部規則は定款および同施行規則ならびに諸規程を拘束、あるいは変更する等の効力を有しない。

2. この支部規則に定めない事項は、定款および同施行規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

- 第4条 この支部規則の改廃は、支部総会の議決を経て本部理事会の承認を得なければならない。
2. 定款および同施行規則の改廃に伴い、この支部規則を改廃する必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、支部の評議員会の決議により改廃することができる。
 3. 前項による改廃がなされたときは、同改廃は、定款、同施行規則の改廃がなされた日をもつて、改廃されたものとみなす。
 4. 支部事務所の所在、町名地番が変更されたときは同変更がなされた日をもってこの支部規則の改廃がなされたものとみなす。

第 2 章 会員および支部組織

(会員)

第5条 当支部区域内に主たる事務所または従たる事務所を有し、また、その従業者であることにより本部の正会員、準会員、賛助会員および名誉会員である者は、その会員資格に基づき、当支部の所属会員となる。

第2章 会員及び組織

(会員)

第5条 当支部に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 施行規則別表に示す当支部区域内に主たる事務所を有し、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）による免許を受けた宅地建物取引業者
- (2) 準会員 正会員の従業者又は各都道府県の一般社団法人たる宅地建物取引業協会の正会員が、当支部区域内に設置した従たる事務所の政令で定める使用人及び宅建業法に基づく専任の取引主任者若しくは当該事務所の代表者が推薦する者とする。

2. 当支部は、前項によってその所属する会員をもつて組織する。
- 3 第1項第2号の準会員は、準会員Aと準会員Bに種別し、施行規則第3条の規定に従うものとする。

(地区および班)

第6条 支部を一定の区域をもつて分割して地区を組織し、原則として当該地区内の正会員および準会員Aの30名を基準として1班の割合で班を組織する。

なお、地区的区域割り、班の組織員構成については、評議員会において定める。

また、班を地区に置き換えて1地区1班制として組織することもできるものとする。

2. 班には班長、地区には地区長を各1名宛おき、それぞれを班または地区において選出する。

ただし、地区長は当該地区的班長のうちから1名が兼務する。

(地区及び班)

第6条 当支部を一定の区域をもつて分割して地区を組織し、原則として当該地区内の正会員及び準会員Aの30名を基準として1班の割合で班を組織することができる。

なお、地区的区域割り、班の組織員構成については、評議員会において定める。

また、班を地区に置き換えて1地区1班制として組織することもできるものとする。

2. 班には班長、地区には地区長を各1名宛おき、それを班または地区において選出する。

<p><u>3.</u> 地区（または班、以下同じ。）は本部および当支部の決議事項を地区内会員に周知徹底させ、また、地区内会員の意見を集約し本部および当支部に反映させる。</p> <p><u>4.</u> 地区の運営および地区役員の任期は、支部機関、支部役員の規定に準ずる。</p>

(入会金及び会費の納付)

第10条 会員となる者は、前条に示す入会金及び会費を納付しなければならない。

2 他支部に所属する会員が移籍して当支部の所属会員となる場合は、所定の手続きを経るものとする。

3 会費の納入については、(一社) 大阪宅建会費納入規程に準ずる。

(入会金の改定)

第10条 前条第1項に定める入会金の改定については、本部理事会の議決によるところに従う。

(会員の権利と義務)

第11条 当支部に所属する会員は、当支部の経費を負担し、当支部の目的および決議に従う義務を負い、正会員は支部役員の選挙権、被選挙権および支部総会の議決権を有する。

2. 準会員Aは、第16条、第17条および第18条に規定する範囲内において、支部役員の選挙権、被選挙権、被選挙権および支部総会の議決権を有する。

(倫理規程の遵守)

第12条 会員は信義誠実を旨とする正常な取引を期するため、本部で定める倫理規程を遵守しなければならない。

(懲戒)

第13条 支部長は、当支部所属会員が定款第11条に該当する行為のあると思料するときは、評議員会にその調査を請求しなければならない。

2. 評議員会は、前項の調査の請求があったときは、速やかに、調査を開始しなければならない。

3. 評議員会は、調査を開始したときは、当該会員に口頭または書面による弁明および資料提出の機会を与えるなければならない。

4. 評議員会は、調査を終了したときは、調査結果に基づき、速やかに、次の区分に従つた評決をしなければならない。

① 懲戒事由にあたる事実が認められ、かつ、これが懲戒相当と思料されるときは、支部長が会長に除名申請を行うことを相当として提議する評決。

② 懲戒事由にあたる事実が認められ、かつ、これが懲戒相当と思料されるときは、懲戒することを相当として提議する評決。

③ 事案の輕重および情状により、懲戒することが相当でないと思料されるときは、懲戒することを相当としない旨の評決。

④ 懲戒事由にあたる事実が認められないときは、懲戒の事由がない旨の評決。

5. 評議員会は、前項の評決をしたときは、速やかに、その結果および理由を記載した除名審査議事録を作成し、調査記録を添付して支部長に提出しなければならない。

(会員の権利と義務)

第11条 当支部に所属する会員は、当支部の経費を負担し、当支部の目的及び決議に従う義務を負い、正会員は支部役員の選挙権、被選挙権および支部総会の議決権を有する。

2. 準会員Aは、第16条、第17条及び第18条に規定する範囲内において、支部役員の選挙権、被選挙権、被選挙権および支部総会の議決権を有する。

(倫理規程の遵守)

第12条 会員は信義誠実を旨とする正常な取引を期するため、(一社) 大阪宅建で定める倫理規程を遵守しなければならない。

(除名及び懲戒)

第13条 支部長は、当支部所属会員が施行規則第15条に該当する行為のあると思料するときは、評議員会にその調査を請求しなければならない。

2. 評議員会は、前項の調査の請求があったときは、速やかに、調査を開始しなければならない。

3. 評議員会は、調査を開始したときは、当該会員に口頭又は書面による弁明および資料提出の機会を与えるなければならない。

4. 評議員会は、調査を終了したときは、調査結果に基づき、速やかに、次の区分に従つた評決をしなければならない。

① 懲戒事由にあたる事実が認められ、かつ、これが除名相当と思料されるときは、支部長が会長に除名申請を行うことを相当として提議する評決。

② 懲戒事由にあたる事実が認められ、かつ、これが懲戒相当と思料されるときは、懲戒することを相当として提議する評決。

③ 事案の輕重および情状により、懲戒することが相当でないと思料されるときは、懲戒することを相当としない旨の評決。

④ 懲戒事由にあたる事実が認められないときは、懲戒の事由がない旨の評決。

5. 評議員会は、前項の評決をしたときは、速やかに、その結果および理由を記載した除名審査議事録若しくは懲戒審査議事録を作成し、調査記録を添付して支部長に提出しなければならない。

6. 支部長は、第4項の評議員会の評決が同項第1号の評決であるときは、速やかに、会長に対し同評決にかかる評議員会議事録および調査資料を添付した文書をもって懲戒を相当とする旨を上申する。

7. 支部長は、第4項の評議員会の評決が同項第2号の評決であるときは、速やかに、(一社)大阪宅建の会長に対し同評決にかかる評議員会議事録及び調査資料を添付した会員除名申請書を提出する。

7. 支部長は、第4項の評議員会の評決が同項第2号の評決であるときは、速やかに、(一社)大阪宅建の会長に対し同評決にかかる評議員会議事録及び調査資料を添付した文書をもって懲戒を相当とする旨を報告する。

(会費の滞納)

第14条 当支部所属会員が会費を6月分以上滞納したときは、評議員会の議を経て本部に届け出るものとする。

第3章 役員および選出方法

(役員の種類、数、および任期)

第15条 支部に次の役員を置き、その任期は2年とするが再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 若干名
- ③ 評議員 5名以上
- ④ 監査 2名以上

第3章 役員及び選出方法

(役員の種類、数及び任期)

第15条 当支部に次の役員を置き、その任期は2年とするが再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 若干名
- ③ 評議員 15名以上35名以内
- ④ 監査 2名以上

(役員の選出方法)

第16条

役員は、支部所属の正会員もしくは準会員Aのうちから次記各項の方法により選出する。

2. 支部長は、支部総会において支部所属正会員のうちから次のとおり選舉して選出する。

- ① 選舉は投票による原則とするが、対立候補者のない場合は、立候補している者を支部総会における決議により選出することができる。
- ② 立候補者のない場合は、選考委員会より選考された者を支部総会における決議により選出する。
- 3. 副支部長は、支部長が推薦した者を支部総会の承認決議を得て選出する。ただし、支部長が推薦した者が3名を超える場合は、超える員数分については、評議員のうちより推薦するものとし、兼務とする。
- 4. 評議員は、次の者を支部総会の承認決議を得て選出する。

 - ① 第6条第2項の規定によって選出された班長および地区長。
 - ② 支部長、副支部長の合意により推薦された者（ただし、評議員総数の3分の1を超えない員数）。

(役員の選出方法)

第16条

役員は、支部所属の正会員もしくは準会員Aのうちから次記各項の方法により選出する。

2. 支部長は、支部総会において支部所属正会員のうちから次のとおり選舉して選出する。

- ① 選舉は投票による原則とするが、対立候補者のない場合は、立候補している者を支部総会における決議により選出することができる。
- ② 立候補者のない場合は、選考委員会より選考された者を支部総会における決議により選出する。
- 3. 副支部長は、支部長が推薦した者を支部総会の決議を得て選出する。ただし、支部長が推薦した者が3名を超える場合は、超える員数分については、評議員のうちより推薦するものとし、兼務とする。
- 4. 評議員は、次の者を支部総会の決議を得て選出する。

 - ① 第6条第2項の規定によって選出された班長および地区長。
 - ② 支部長、副支部長の合意により推薦された者（ただし、評議員総数の3分の1を超えない員数）。

5. 監査は、評議員会において推薦された者を支部総会の承認を得て選出する。ただし、監査は他の役員を兼任できない。

6. 代議員は、支部所属正会員のうちから評議員会の推薦を受けた者を支部総会の承認決議を得て選出する。

7. 理事候補者は、支部所属正会員および定款施行規則第19条第3項に規定する者のうちから評議員会の推薦を受けた者を支部総会の承認決議を得て選出する。

6 (一社) 大阪宅建の理事候補者は、支部所属正会員及び施行規則第18条第2項に規定する者のうちから評議員会の推薦を受けた者を支部総会の決議を得て選出する。
なお、支部長は、上記理事候補者として推薦しなければならない。
また、支部長は、(一社) 大阪宅建の会長、副会長、専務理事及び監事になることができる。

(補欠選任)

第17条 支部役員に欠員が生じたときは、次の方で補欠選任を行うことができる。

- ① 支部長が欠けたときは、評議員会において評議員会構成員の互選により選出し、次の支部総会において報告するものとする。ただし、準会員Aは、候補者から除外する。
- ② 副支部長に欠員が生じたときは、評議員会の同意を得て、評議員会構成員のうちから支部長が選任し、次の支部総会において報告するものとする。
- ③ 評議員に欠員が生じたときは、評議員会において支部所属会員のうちから選任し、次の支部総会において報告するものとする。
- ④ 監査に欠員が生じたときは、支部所属会員のうちから支部総会において選任する。

2. 当支部選出の代議員に欠員が生じたときは、評議員会において評議員会構成員の互選により代議員を選出することができるものとし、次の支部総会に報告するものとする。ただし、準会員Aは、候補者から除外する。

(補欠選任)

第17条 支部役員に欠員が生じたときは、次の方で補欠選任を行うことができる。

- ① 支部長が欠けたときは、評議員会において評議員会構成員の互選により選出し、次の支部総会において報告するものとする。ただし、準会員Aは、候補者から除外する。
- ② 副支部長に欠員が生じたときは、評議員会の同意を得て、評議員会構成員のうちから支部長が選任し、次の支部総会において報告するものとする。
- ③ 評議員に欠員が生じたときは、評議員会において支部所属会員のうちから選任し、次の支部総会において報告するものとする。
- ④ 監査に欠員が生じたときは、支部所属会員のうちから支部総会において選任する。

(支部役員の資格の特例)

第18条 当支部役員（支部長を除く。）となるべき資格を有する者は、当支部所属正会員および同準会員Aならびに定款施行規則第19条第3項の理事候補者の資格規定に該当する者のほか、次の者で所定の手続きを経て支部評議員会の承認を得た者とする。

- ① 法人会員にあっては、取締役以外の不動産部長等業務の精通者であって、当該法人役員会において推薦を受けた者。
- ② 個人会員にあっては、代表者以外で業務に従事する配偶者および2親等内の親族又は専任取引主任者であって当該正会員から推薦を受けた者。
- ③ 個人会員の準会員Aにあっては、当該事業所の専任取引主任者で当該準会員Aに推薦を受けた者。

2. 前項により推薦を受けた者は、支部総会において、正会員もしくは準会員Aの委任を受けた者として、同会員の代理人として議決権を行使することができる。

(支部役員の資格の特例)

第18条 当支部役員（支部長を除く。）となるべき資格を有する者は、当支部所属正会員及び同準会員A並びに施行規則第18条第2項の理事候補者の資格規定に該当する者のほか、次の者で所定の手続きを経て評議員会の承認を得た者とする。

- ① 法人会員にあっては、取締役以外の不動産部長等業務の精通者であって、当該法人役員会において推薦を受けた者。
- ② 個人会員にあっては、代表者以外で業務に従事する配偶者及び2親等内の親族又は専任取引主任者であって当該正会員から推薦を受けた者。
- ③ 個人会員の準会員Aにあっては、当該事業所の専任取引主任者で当該準会員Aに推薦を受けた者。

2. 前項により推薦を受けた者は、支部総会において、正会員もしくは準会員Aの委任を受けた者として、同会員の代理人として議決権を行使することができる。

(役員の職務および権限)

第19条 支部長は支部を代表し、支部の会務を総理する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長の事故あるときは、あらかじめ支部長の定めた順位によりその職務を代行する。
3. 評議員は評議員会を構成し、支部の会務を執行する。
4. 監査は支部の会務執行および支部經理を監査し、これを総会に報告する。

(顧問、常任相談役、相談役)

- 第20条 支部の重要な事項を諮問するため顧問、常任相談役、相談役をおくときは、評議員会において推薦し、支部長がこれを委嘱する。
2. 顧問は業界に理解のある学識者または功労者のうちから、常任相談役・相談役は業界の功労者のうちから推薦する。
 3. 顧問、常任相談役、相談役は総会および評議員会に出席して助言することができるが、議決権を有しない。ただし、正会員の資格を有するものは総会においてはこの限りではない。
 4. 顧問、常任相談役および相談役の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類、開催、議事等)

第21条 支部の会議は総会、評議員会および執行部会とする。

2. 総会の開催は次のとおりとする。
 - ① 総会は、支部所属の正会員および準会員A（第18条第2項に基づき議決権を有する者を含む）をもって構成し、支部の最高決議機関として毎事業年度終了後30日以内にこれを招集する。
 - ② 臨時総会は、評議員会が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、および民法第59条の規定に基づいて本部監事が招集したとき開催する。
 - ③ 総会の招集は開催の5日前までにその会議の日時、場所および付議事項を示し構成員に通知しなければならない。
 - ④ 総会構成員は総会に出席の義務を負い、やむを得ない理由により欠席する場合は、他の出席構成員にその権限を委任することができる。
 - ⑤ 総会構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状は出席者とみなすが、人事に関する事項については表決権を認めない。
 - ⑥ 法人正会員および同準会員Aは、取締役を代理人として、議決権を行使できる。ただし、当

(役員の職務及び権限)

第19条 支部長は、当支部を代表し、当支部の会務を総理する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長の事故あるときは、あらかじめ支部長の定めた順位によりその職務を代行する。
3. 評議員は、評議員会を構成し、当支部の会務を執行する。
4. 監査は、当支部の会務執行および支部經理を監査し、これを支部総会に報告する。

(顧問、常任相談役及び相談役)

- 第20条 当支部の重要な事項を諮問するため顧問、常任相談役、相談役を置くときは、評議員会において推薦し、支部長がこれを委嘱する。
2. 顧問は、業界に理解のある学識者又は功労者のうちから、常任相談役及び相談役は、業界の功労者のうちから推薦する。
 3. 顧問、常任相談役、相談役は支部総会及び評議員会に出席して助言することができるが、議決権を有しない。ただし、正会員の資格を有するものは、支部総会においてはこの限りではない。
 4. 顧問、常任相談役及び相談役の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類、開催及び議事等)

第21条 当支部の会議は、支部総会、評議員会および執行部会とする。

2. 支部総会の開催は次のとおりとする。
 - ① 支部総会は、当支部所属の正会員及び準会員A（第18条第2項に基づき、議決権を有する者を含む）をもって構成し、当支部の最高決議機関として毎事業年度終了後30日以内に支部長がこれを招集する。
 - ② 臨時支部総会は、評議員会が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、開催することができ、支部長がこれを招集する。
 - ③ 支部総会の招集は、開催の5日前までにその会議の日時、場所及び付議事項を示し構成員に通知しなければならない。
 - ④ 支部総会構成員は、支部総会に出席の義務を負い、やむを得ない理由により欠席する場合は、他の出席構成員にその権限を委任することができる。
 - ⑤ 支部総会構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状は出席者とみなすが、人事に関する事項については表決権を認めない。
 - ⑥ 法人正会員及び同準会員Aは、取締役を代理人として、議決権を行使できる。ただし、当

当該法人は、当該取締役に議決権行使を委任する旨の委任状を提出するものとする。

- ⑦ 総会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- ⑧ 準会員Bおよび賛助会員は総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。

3. 総会は次の事項を議決する。

- ① 予算、決算に関する事項
- ② 事業計画、事業報告に関する事項
- ③ 支部運営費に関する事項
- ④ 第16条に定める役員の選出に関する事項
- ⑤ 支部解散に関する事項
- ⑥ 本部機関に提議する事項
- ⑦ この規則の改廃に関する事項

4. 評議員会は支部長、副支部長および評議員をもって構成し、必要に応じ支部長が隨時これを開催する。

5. 評議員会は次の事項を議決、執行する。

- ① 総会決議事項の執行
 - ② 会員の懲戒に関する事項
 - ③ 顧問、常任相談役および相談役の推薦に関する事項
 - ④ 総会に提出する議案の作成
 - ⑤ 支部専門委員会役職者の選任に関する事項
 - ⑥ 本部機関に提議する事項
 - ⑦ その他支部運営に必要な事項
6. 執行部会は支部長、副支部長、総務、財政両委員長および支部長が指名する者をもって構成し、必要に応じて支部長がこれを開催する。執行部会は、総会および評議員会に提案する事項のほか会務運営上の事項を審議する。
7. 会議の議長はその都度出席構成員のうちから支部長が指名する。

(議事録)

第22条 総会、評議員会の議事録は、議長の指名する者がこれを作成し、議長および出席者2名が署名押印しなければならない。

(専門委員会)

第23条 支部に第2条の目的および事業を達成するため次の専門委員会(部会)をおく。

- ① 総務委員会

該法人は、当該取締役に議決権行使を委任する旨の委任状を提出するものとする。

- ⑦ 支部総会の決議は多数決とし、可否同数のときは議長が指名する者をもって構成し、必要に応じて支部長がこれを開催する。執行部会は、支部総会および評議員会に提案する事項のほか会務運営上の事項を審議する。
- ⑧ 準会員Bは、支部総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。

3. 支部総会は次の事項を決議する。

- ① 予算、決算に関する事項
- ② 事業計画、事業報告に関する事項
- ③ 支部運営費に関する事項
- ④ 第16条に定める役員の選出に関する事項
- ⑤ 支部解散に関する事項
- ⑥ (一社) 大阪宅建に提議する事項
- ⑦ この規則の改廃に関する事項

4. 評議員会は支部長、副支部長及び評議員をもって構成し、必要に応じ支部長が隨時これを開催する。

5. 評議員会は次の事項を決議、執行する。

- ① 支部総会決議事項の執行
 - ② 会員の懲戒に関する事項
 - ③ 顧問、常任相談役及び相談役の推薦に関する事項
 - ④ 支部総会に提出する議案の作成
 - ⑤ 支部専門委員会役職者の選任に関する事項
 - ⑥ (一社) 大阪宅建に提議する事項
 - ⑦ その他支部運営に必要な事項
6. 執行部会は支部長、副支部長、総務及び財政委員長並びに支部長が指名する者をもって構成し、必要に応じて支部長がこれを開催する。執行部会は、支部総会および評議員会に提案する事項のほか会務運営上の事項を審議する。
7. 会議の議長はその都度出席構成員のうちから支部長が指名する。

(議事録)

第22条 支部総会及び評議員会の議事録は、議長の指名する者がこれを作成し、議長及び出席者2名が署名押印しなければならない。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 当支部に第3条の目的及び第4条の事業を達成するため、次の専門委員会(部会)を置く。

- ① 総務委員会

(2) 財政委員会	(2) 財政委員会
(3) 組織委員会	(3) 組織委員会
(4) 公取審議委員会	(4) 公取審議委員会
(5) 綱紀委員会	(5) 綱紀委員会
(6) 情報提供委員会	(6) 情報提供委員会
(7) 研修学院委員会	(7) 研修学院委員会
(8) 法制委員会	(8) 法制委員会
(9) 広報委員会	(9) 広報委員会
(10) 苦情相談委員会	(10) 苦情相談委員会
(11) 政策委員会	(11) 政策委員会
(12) その他支部で定める委員会	(12) その他当支部で定める委員会
なお、本部において委員会等の改廃・増減のあるときは支部の各委員会も増減できる。	なお、(一社)大阪宅建において委員会等の改廃・増減のあるときは当支部の各委員会も増減できる。
2. 専門委員会の所管事項および規定は本部に準じ、疑義の生じたときは評議員会において決定する。	2 専門委員会の所管事項及び規程は(一社)大阪宅建に準じ、疑義の生じたときは評議員会において決定する。
3. 第1項のほか必要に応じ特別委員会を設置することができる。	3 第1項の各専門委員会は、必要に応じて統廃合することができる。 4 第1項のほか必要に応じ特別委員会を設置することができる。
(専門委員会委員)	(専門委員会委員)
第24条 専門委員会に委員長(部長)1名、副委員長(副部長)若干名、委員(部員)若干名をおく。	第24条 専門委員会に委員長(部長)1名、副委員長(副部長)若干名、委員(部員)若干名を置く。
2. 前項の専門委員会の構成員は、評議員会において選任するものとし、委員長は評議員のうちより選出する。	2 前項の専門委員会の構成員は、評議員会において選任するものとし、委員長は評議員のうちより選出する。
3. 委員長はその所管に関して、本部専門委員会と関連あるときは、本部専門委員会の委員となる。	3 委員長はその所管に関して、(一社)大阪宅建の専門委員会と関連があるときは、その委員となることができる。
第 6 章 会 計	第 6 章 会 計
(会計年度)	(会計年度)
第25条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第25条 当支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(経費の支弁)	(収入及び経費の支弁)
第26条 支部の経費は本部還付金、支部運営費、臨時会費、補助金等で支弁する。	第26条 当支部の収入は、入会金、会費及び受託費等とし、これらをもって経費を支弁する。
(会計処理)	(会計処理)
第27条 支部の会計処理は、本部で定める会計処理方法による。	第27条 当支部の会計処理は、法令及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準じる。

(予算および事業計画)

第28条 支部長は、毎事業年度開始前に、次の書類を作成し評議員会の議を経て総会に提出し、その議決を得なければならない。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書

(決算および事業報告)

第29条 支部長は、毎事業年度の終了後、次の書類を作成し、評議員会の議を経て監査の監査を受け、総会に提出してその承認を得なければならない。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 正味財産増減計算書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 財産目録

2. 監査は、前項の監査結果を、総会に報告しなければならない。

(決算及び事業報告)

第29条 支部長は、毎事業年度の終了後、次の書類を作成し、評議員会の議を経て監査による監査を受け、支部総会に提出してその承認を得なければならない。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 正味財産増減計算書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 財産目録

2. 監査は、前項の監査結果を、支部総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第30条 第28条の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、事業年度開始の日より次の総会の日までの期間は、前年度の予算を基準として評議員会の定めた暫定予算を執行することができる。

- ただし、この場合は次の支部総会の決議を得なければならない。
- 2. 前項の予算に基づく収入および支出は、あらたに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(資産の管理)

第31条 支部の資産は、評議員会の定める方法に従って支部長が管理する。

第31条 当支部の資産は、評議員会の定める方法に従って支部長が管理する。
なお、剰余金等の残余財産は、当支部の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、取り崩し又は処分するときは、あらかじめ評議員会及び支部総会の承認を要する。
また、剰余金等の残余財産は、所属会員等に分配しないものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第32条 支部の事務を処理するため事務局をおく。
2. 事務局に事務職員をおくことができる。

第 7 章 事務局

(事務局)

第32条 当支部の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局に事務職員を置くことができる。

3. 事務職員は評議員会の承諾を得て支部長が任免する。

3 事務職員は評議員会の承諾を得て支部長が任免する。

第8章 規則の改廃

(規則の改廃)

第33条 この規則の改廃は、支部総会の決議を経て(一社)大阪宅建理事会の承認を得なければならぬ。

2 定款又は施行規則の改廃に伴い、この規則を改廃する必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、評議員会の決議により改廃することができる。

3 前項による改廃がなされたときは、同改廃は、定款又は施行規則の改廃がなされた日をもつて、改廃されたものとみます。

4 支部事務所の所在又は町名若しくは地番が変更されたときは、同変更がなされた日をもつてこの規則の改廃がなされたものとみなす

第8章 付則

(規則の準用)

第33条 この支部規則は、(公社)全国宅地建物取引業保証協会大阪本部の各支部運営にあたっても準用することができる。

(施行細則)

第34条 この支部規則の施行について必要な細則は評議員会の決議によりこれを定めることができる。

(規則の準用)

第34条 この規則は、保証協会大阪本部の各支部運営にあたっても準用することができる。

(施行細則)

第35条 この規則の施行について必要な細則は、評議員会の決議によりこれを定めることができる。ただし、この規則を拘束、あるいは変更する内容の細則は、効力を有しない。

第9章 雜則

施行期日

1. この規則は平成24年4月1日より改正施行する。

(昭和34年12月1日 制定)

(昭和42年7月8日一部改正)

(昭和47年7月1日一部改正)

(昭和60年3月8日一部改正)

(昭和63年3月8日一部改正)

(平成2年1月9日一部改正)

(平成6年3月8日一部改正)

附則

1 この規則は、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会の設立の登記の日から改正施行する。

(昭和34年12月1日 制定)

(昭和42年7月8日一部改正)

(昭和47年7月1日一部改正)

(昭和60年3月8日一部改正)

(昭和63年3月8日一部改正)

(平成2年1月9日一部改正)

(平成6年3月8日一部改正)

(平成12年 1月14日 一部改正)
(平成13年 9月 7日 一部改正)
(平成18年 3月 8日 一部改正)
(平成19年 2月27日 一部改正)
(平成21年 2月27日 一部改正)
(平成21年 4月27日 一部改正)
(平成21年12月21日 一部改正)
(平成22年 1月27日 一部改正)
(平成24年 3月29日 一部改正)
(平成24年 4月 1日 一部改正)
(平成〇〇年〇〇月〇〇日 一部改正)